

会 則 ・ 細 則

【会 則】

第1章 総 則

- 第1条 名 称
本クラブは千葉夷隅ゴルフクラブ（以下本クラブという）と称する。
- 第2条 目 的
本クラブは、株式会社グリーンクラブ（以下会社という）の経営する千葉夷隅ゴルフコース（以下ゴルフ場という）を利用して、会員相互の親睦を図り、健全なゴルフの普及発展に努めることを目的とする。
なお、本クラブの事務所は会社内におく。

第2章 会 員

- 第3条 種 類
本クラブの会員は次の通りとする。
(1) 名誉会員
(2) 特別会員
(3) 正会員（個人及び法人）
(4) 平日会員（個人及び法人）
(5) 特定（家族）会員
(6) 終身正会員
(7) 終身平日会員
- 第4条 資 格
1. 名誉会員 会社及び本クラブに功績のあった者で、会社の取締役会で推挙し、その資格は本人限りとする。なお、その取り扱いについては別にこれを定める。
2. 特別会員 本クラブの設立運営に当たり功績のあった者で、会社の取締役会で承認し、その資格は本人限りとする。なお、その取り扱いについては別にこれを定める。
3. 正会員 所定の入会手続により入会し、会社及び理事会が入会承認した個人及び法人の会員とする。会社所定の休業日を除くすべての営業日に本ゴルフ場施設を利用できる。
4. 平日会員 所定の入会手続により入会し、会社及び理事会が入会承認した個人及び法人の会員とする。但し、土曜、日曜、祝日（振替休日及び正月3ヶ日を含む）及び会社所定の休業日を除く営業日に本ゴルフ場施設を利用することができる。
5. 特定会員（家族） 所定の入会手続により入会し、会社及び理事会が入会承認した会員で会社所定の休業日を除くすべての営業日に本ゴルフ場施設を利用できる。その資格権利は本人限りとし譲渡、相続、承継はできない。また正会員がその会員資格を失った場合、同時にその資格権利を失い、会社は会則第13条及び第18条により預り金を返還する。
6. 終身正会員 会社及び理事会が入会承認した（入会申込金、預り金は納入しない）会員で、利用に関しては正会員と同等の扱いとする。資格、権利は本人限りとし譲渡、相続、承継、貸与はできない。
7. 終身平日会員 会社及び理事会が入会承認した（入会申込金、預り金は納入しない）会員で、利用に関しては平日会員と同等の扱いとする。資格、権利は本人限りとし譲渡、相続、承継、貸与はできない。
- 第5条 名誉会員・特別会員の選任
名誉会員・特別会員の選任は会社取締役会が行うものとする。
- 第6条 入 会
入会を希望する者は所定の入会手続を行い、会社及び理事会の承認後、入会申込金（入会金と同義以下同じ）及び預り金を期限内に払い込み、会員資格を取得するものとする。
- 第7条 入会申込金
入会申込金はいかなる場合も会社はこれを返還しない。
- 第8条 預り金
預り金は会員資格保証金として無利息にて会社に預託し、会社発行の預り金証記載の発行日より10年間据え置くものとする。但し、名義書換（譲渡）による入会の場合は、預り金証記載の発行日に関わらず譲受人の入会承認日より10年間据え置くものとする。
- 第9条 年会費
会員は別に定める年会費を支払わなければならない。
(1) 年会費の金額、その支払い期日は理事会に諮って会社がこれを定める。
(2) 年会費の年度は、毎年1月1日から同年12月31日の期間とする。
(3) 年会費は前払いとし、期間中はいかなる場合も返還しない。
- 第10条 休 会
1. 会員が海外出張、疾病等、会社の認めるやむを得ない理由により、継続して1年以上におよぶ場合、当該会員は、会員カードと休会の事由を証するものを添え、所定の手続にて休会を申出て、会社の承認を得るものとする。但し、期間は承認日より最長2年間とする。
2. 前項休会の会員は期間中の年会費を免除する。但し、会員としての資格権利は、その期間中は停止するものとする。
- 第11条 施設利用
1. 会員は別に定める利用料金を、利用の都度支払うものとする。
2. ゴルフ場施設を利用する際は予約を原則とし、会社が定める方法にて申し込むものとする。
3. 年会費を滞納している会員がプレーした場合の施設利用料金はビジター扱いとする。
- 第12条 会員カード
会社は会員であることの証明のため、又ゴルフ場利用を便利にするため会員カードを発行する。
- 第13条 資格の喪失
会員は次の場合資格を失う。
死亡、退会、除名、譲渡
但し、会員死亡の場合、据置期間中であっても預り金は返還する。
- 第14条 相 続
1. 会員（法人会員を除く）が死亡した場合、又は失踪宣告を受けた場合、相続人は会社所定の書面による手続にて申出て、会社及び理事会の承認後その会員資格を承継することができる。但し、相続人は一人とし、会社が定める名義書換手続料を支払わなければならない。
2. 相続人は、被相続人の会社に対する諸支払い、及び債務をすべて負うものとする。

3. 預り金がある会員の相続人が会員資格を承継しない場合、会社はその預り金を相続人に返還し、被相続人に会社への諸支払いの未納及び債務がある場合は、預り金と相殺し、残金を相続人に返還する。
- 第15条 退会
会員は希望により退会できる。但し預り金のある会員は第8条記載の据置期間満了後、事前に書面により会社に届け出て、会社及び理事会の承認を得た後、会社は預り金を返還し、会員は会員資格を失うものとする。
- 第16条 除名及び資格停止
1. すべての会員は、会則、細則ならびに諸規則、諸規定を遵守し、クラブの規律統制の維持に努め、総則第2条記載のクラブ目的達成のため協力するものとする。
2. 会員が次の各項に該当する場合は、会社及び理事会の決議により除名又は一定期間会員資格を停止することができる。
(1) エチケットを著しく乱したり、本クラブの名誉を傷つけた場合。
(2) クラブ諸規則に違反した場合。
(3) 諸支払いを滞納し、又は完済しない場合。
(4) その他処分を適当とする行為があったとき。
- 第17条 滞納
前条第2項3号の滞納とは、会社が定める正規の支払日より3ヶ月以上、諸支払いの全部又は一部を滞納した場合とする。
- 第18条 債務の相殺
会員が死亡、退会、除名、若しくは会員資格の譲渡を行った場合に於いて、その会員に諸支払いの未納及び債務があるときは、会社が返済すべき預り金と相殺することができる。
- 第19条 譲渡
会員資格は会社の承認を得た後、他に譲渡することができる。但し権利を譲り受けた者の入会には、会社及び理事会の承認を受けなければならない。なお承認後、別に定める名義書換手続料を払い込むものとする。
- 第20条 名義書換手続料
前条の譲渡が承認された場合、前条の定めにより譲受人は名義書換手続料を会社に支払うものとし、その支払い完了により譲受人の会員資格の効力が生ずるものとする。
- 第21条 法人の名義変更
法人会員でその法人が倒産、解散、合併等又はそれに相当する事由があった場合、及び会員資格が合併、譲渡により第三者に移転する場合は、会則第19条記載の手続きによる。
- 第22条 法人記名人の変更
法人会員で記名人を変更する場合は、会社所定の書面により届け出、会社及び理事会の承認後記名人の変更をすることができる。但し、承認された場合、当該法人は会社の定める名義書換手続料を記名変更人の数に応じて会社に支払わなければならない。
- 第23条 据置期間の変更等
天災、地変、不可抗力の事態、並びに公的機関による法律の制定、改廃等、会社及び本クラブの責に帰すべからざる事由、その他やむを得ない理由が発生したと会社が判断した場合、会社は理事会と協議し、預り金の金額の変更、又は第8条記載の預り金の据置期間を延長することができる。
- 第24条 施設の改廃
1. 施設の新増設、改廃、利用期間等は理事会と協議し会社がこれを行う。
2. 会社は会社が主催する競技会の開催、その他必要やむを得ない場合は、理事会に届け出て一定期間ゴルフ場の利用を制限することができる。
- 第25条 ゲスト
1. 会社はゴルフ場の収容能力等を考慮して、ゲストに施設を利用させることができる。
2. 会員はゲストの同伴又は紹介する場合に、そのゲストについて会員と同等の義務を遂行させる責任を持ち、又料金の支払いについても責任を持つものとする。

第3章 理事会及び委員会

- 第26条 理事会の構成
本クラブは理事長1名、副理事長1名、理事若干名を置く。理事は会社取締役会がこれを委嘱する。
- 第27条 理事長の選任
理事長及び副理事長は、会社取締役会にて理事の中より選任する。
- 第28条 任期と報酬
理事長、副理事長、理事は名誉職とし報酬を給しない。又その任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員によって選任された理事の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第29条 理事会の職務
理事長は本クラブを代表し、クラブの会務を掌り、理事会の議長となる。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第30条 理事会の招集
理事は理事会を構成し、理事会の招集は必要に応じ、会社取締役会の決定を経て理事長が召集する。
- 第31条 理事会の職務
理事会は本クラブの運営を円滑にするために、次の事項を決議し理事長はこれを執行する。
(1) クラブ運営に関する方針の決定。
(2) クラブ運営上必要とする各種委員会の設置、改廃並びにその委員の選任と解任。
(3) 施設の新増設、改廃等並びに施設運営について会社に対する必要な助言。
(4) 会員が会則第16条に該当する場合の処分。
(5) その他会社が理事会に諮る事項。
- 第32条 理事会の成立決議
理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、その決議は過半数の賛成をもって行う、可否同数の場合議長裁決とする。
- 第33条 分科委員会
本クラブはクラブ運営を円滑に行うため、会社の同意を得て理事会の下部機構として、各種分科委員会を設けて業務を分担させる。委員は特別委員、個人正会員のうちから会社及び理事会に於いて選考委嘱する。委員の定数は若干名とする。

- 第34条 委員長・副委員長
委員の中より委員長及び副委員長を会社及び理事会に於いて選考委嘱する。
委員の任期及び待遇は理事に準じ、成立決議については第32条を準用する。
- 第35条 委員会の決議効力
委員会の決議は、会社及び理事会の承認を得てその効力を生ずる。
- 第36条 運営規定
1. 理事会及び分科委員会の事務処理は会社内の事務局がこれにあたり、事務局員は会社の職員が兼務する。
2. 分科委員会の運営は、会社が別に定める分科委員会規定による。
- 第37条 経 費
本クラブの運営のための経費はすべて会社の負担とする。

第4章 付 則

- 第38条 会則の改廃等
本会則の改廃、本会則に定めなき事項の決定、及び細則の制定、改廃は理事会と協議の上会社が行うものとする。
- 第39条 施 行
本会則は2006年6月1日から施行する。
2019年1月1日一部改正。
2025年8月1日一部改正。

【細 則】

第1章 総 則

- 第1条 目 的
本細則は、千葉東隅ゴルフクラブ会則（以下会則という）に付帯し、その実施細目を規定する。

第2章 会 員

- 第2条 年会費
会則第9条年会費の請求・支払い方法については次の通りとする。
(1) 新規入会者は、入会時に入会月より起算した年会費を、会社に支払わなければならない。
(2) 年会費は毎年2月10日（10日が土日祝日の場合翌日の平日）に会員が指定し会社が認める銀行口座より自動引落としとする。なお原則として請求書の発行、郵送は行わない。
- 第3条 施設利用料金
会則第11条第1項の施設利用料金の支払いは、会社が認めたクレジットカード又は現金による。
- 第4条 会員カード
1. 会員はゴルフ場利用に際し、必ず会員カードを受付に呈示しなければならない。呈示しない場合はゲスト扱いとし、支払いは現金にて行う。
2. 会員カードを紛失したり、盗難等にあった場合は、会員は直ちに会社へ書面にて届け出て、会社指定の手続を経て再交付を受けるものとする。
3. 会員カードを他人に不正使用された場合は、会員がすべての責任を負うものとする。
- 第5条 相続の手続
相続人が資格、権利を承継する場合、下記の書類を提出しなければならない。
(1) 死亡診断書又は除籍謄本…………… 1通
(2) 相続人の名義書換申請書…………… 1通
(3) 相続人の入会申込書及び印鑑登録証明書…………… 各1通
(4) 遺産分割協議書又は相続人全員の同意書及び印鑑登録証明書…………… 各1通
(5) 会社発行の預り金証…………… 1枚
(6) 会社発行の会員カード…………… 1枚
(7) 相続人の戸籍謄本…………… 1通
(8) その他会社が必要とするもの。
- 第6条 譲渡の手続
会員がその資格を譲渡する場合、譲渡人及び譲受人は下記の書類を会社に提出し、会則第19条により会社の承認を受けた後、譲渡することができる。但し会社は一定期間譲渡を制限することができる。
(1) 譲渡人の退会届…………… 1通
(2) 譲渡人、譲受人連名の名義書換申請書…………… 1通
(3) 会社発行の譲渡人の預り金証…………… 1枚
(4) 会社発行の譲渡人の会員カード…………… 1枚
(5) 譲渡人の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）…………… 1通
(6) 譲受人の入会申込書…………… 1通
(7) その他会社が必要とするもの
但し譲渡人に、会社に対する諸支払いの未納及び債務がある場合は、その清算が完了するまで、前項各号の承認を満たしても譲渡できないものとする。
- 第7条 法人記名人の変更手続
会則第22条の法人記名人の変更を申請する場合下記の書類を提出しなければならない。
(1) 法人会員記名人変更申請書…………… 1通
(2) 会社発行の預り金証…………… 1枚
(3) 会社発行の会員カード…………… 1枚
(4) 法人並びに旧記名人及び新記名人の印鑑証明…………… 各1枚
(5) その他会社が必要とするもの

第3章 付 則

- 第8条 細則の改廃
本細則の改廃、本細則に定めなき事項の決定は、理事会と協議の上会社が行うものとする。